

防人計第2499号
令和2年2月21日
防人計第2601号
令和2年2月25日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の防止について（通知）

令和2年2月18日に開催された第11回新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、「従業員の方々が、休みやすい環境整備が大切であり、どうか御協力いただきたいと思えます。テレワーク等も有効な手段です。」との発言があり、また、同20日に厚生労働省が発出した「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」においては、「従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。」とされているところである。

これらの趣旨に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、管下職員が下記のとおりテレワークや通勤のため利用する交通機関の混雑を避けるためのフレックスタイム制及び早出遅出勤務を積極的に活用できるよう、特段の措置を講じられたい。

記

1 実施期間

令和2年2月25日から当分の間とする。

ただし、各機関における具体的な実施期間については、官房長等（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下

「事務官等訓令」という。)第2条第1項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。)第5条第4項に規定する官房長等をいう。)の判断による。

2 実施内容

(1) テレワークの活用について

テレワークの実施については、「テレワークの実施に当たっての留意事項について(通知)」(防人計第2332号。29.2.28)により通知しているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のため、できる限り多くの職員が利用できるよう努めるものとする。

(2) フレックスタイム制の活用について

官房長等又は部隊等(統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに統合幕僚学校をいう。)の長は、フレックスタイム制(自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第44条第5項若しくは第6項又は自衛官訓令第9条第3項、第6項若しくは第7項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第60号。以下「一般職訓令」という。)第5条により始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ること。)により、通勤のため職員が利用する交通機関の混雑状況、職員の業務の状況、職員の希望や負担を考慮した上で、勤務時間の割振り又は日課を定めるものとする。

(3) 早出遅出勤務の活用について

官房長等又は部隊等の長は、通勤のため利用する交通機関の混雑を避けるため必要があると認める場合には、事務官等訓令第2条第7項、自衛官訓令第9条第2項又は一般職訓令第4条第2項に規定する早出遅出勤務による勤務時間の割振り又は特別の日課を定めるものとする。

この場合において、勤務時間の割振り又は特別の日課は、「早出遅出勤務等の運用について(通知)」(人1第6311号。18.6.30。以下「運用通知」という。)別紙の第2第1項各号のいずれかによるものとするが、原則として特段の事由がない限り、午前10時以降の出勤となるよう勤務時間の割振り又は特別の日課を定めるものとする。

なお、早出遅出勤務の対象者は、運用通知別紙の第2第9項に定める者のほか、通勤のため利用する交通機関の混雑を避けるため早出遅出勤務を実施する職員を指すものとする。

添付書類：早出遅出勤務等の運用について(通知)(人1第6311号。18.6.30)(抄)

早出遅出勤務等の運用について（通知）（人1第6311号。18.6.30）（抄）

別紙

第2 早出遅出勤務の形態について

1 （略）

- (1) 午前7時から午後3時45分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (2) 午前7時15分から午後4時までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (3) 午前7時30分から午後4時15分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (4) 午前7時45分から午後4時30分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (5) 午前8時から午後4時45分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (6) 午前8時15分から午後5時までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (7) 午前8時30分から午後5時15分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (8) 午前8時45分から午後5時30分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (9) 午前9時から午後5時45分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (10) 午前9時15分から午後6時までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (11) 午前9時30分から午後6時15分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (12) 午前9時45分から午後6時30分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。
- (13) 午前10時から午後6時45分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時30分から午後1時30分までは休憩時間とする。
- (14) 午前10時15分から午後7時までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時30分から午後1時30分までは休憩時間とする。
- (15) 午前10時30分から午後7時15分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時30分から午後1時30分までは休憩時間とする。
- (16) 午前10時45分から午後7時30分までを勤務時間又は課業時間とする。ただし、午後0時30分から午後1時30分までは休憩時間とする。

- (17) 午前11時から午後7時45分までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (18) 午前11時15分から午後8時までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (19) 午前11時30分から午後8時15分までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (20) 午前11時45分から午後8時30分までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (21) 午後0時から午後8時45分までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (22) 午後0時15分から午後9時までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (23) 午後0時30分から午後9時15分までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (24) 午後0時45分から午後9時30分までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (25) 午後1時から午後9時45分までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。
- (26) 午後1時15分から午後10時までを勤務時間又は授業時間とする。ただし、午後5時15分から午後6時15分までは休憩時間とする。